

森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務
における民間競争入札実施要項(案)
チェック状況の整理

1 対象業務の範囲

通常の施設管理業務は、食堂業務を除き包括的に対象業務としており、且つ、特定の事業者しか受託できないような特殊な業務はない。

2 サービスの質

利用者アンケート

アンケートによる利用者の満足度が 85%以上であることを要求水準としている(平成 20 年 8 月実施アンケートの満足度は 84~98%)。

冷暖房等の停止

管理・運營業務の不備に起因する冷暖房等の停止のないことを要求水準としている。

施設・設備の破損・損傷

管理・運營業務の不備に起因する施設・設備の破損、損傷のないことを要求水準としている。

3 委託期間

平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月末日までの 1 年間としている。

当研修所は一般会計と国有林野事業特別会計の 2 つの会計で運営されているが、

- (1) 行革推進法において、国有林野事業はその一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を廃止し一般会計に統合することについて平成 22 年度末までに検討することとされている。

- (2) 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 4 日閣議決定）において、(独)緑資源機構を廃止し、同機構が実施してきた水源林造成事業を、上記(1)の独立行政法人に引き継ぐとともに、上記(1)の国有林野事業の一般会計化・一部独法化の実施時期を 1 年前倒しし、平成 22 年 4 月からとするとされている。
- (3) 平成 20 年 3 月の緑資源機構廃止法案の国会審議における付帯決議において、上記(2)の実施時期を前倒ししないことを含め幅広い視点から慎重に検討するよう求められている。

このため、平成 21 年度予算要求時点では国有林野事業のうち、独法に移管される部分や実施時期が明らかではなく、研修所の施設・運営に関し、独法移管後における国有林野事業特別会計負担分の取扱も確定していないため、委託期間を 1 年間とした。

4 委託費の支払い

委託費については、月払いとしている。

5 入札参加資格

参入障壁となるような入札参加資格はない。また、グループでの参加も可能としている。

6 落札者評価

基礎点 100 点、加算点 170 点の除算方式となっている。また、評価項目においても特定の者が有利となるような項目、点数配分等もない。

7 情報開示

入札者が入札金額を見積もるために必要な情報開示が適切に行われている。